

平成 31 (2019) 年度 白浜町配食サービス事業 委託事業者募集要項

1. 趣旨

加齢又は障害のために食事の支度が困難な高齢者及び重度障がい者等に対し、訪問による給食サービス（以下「配食サービス」という。）を実施することにより、高齢者等の食生活の改善と安否の確認を行い、もって在宅福祉の充実を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は白浜町（以下「町」という）とし、白浜町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）が受託して実施する。

3. 対象者

町内（白浜地域、富田地域及び市鹿野地区）に居住する、おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯又は心身障がい者等で、障がい及び、傷病等の理由により食事の調理が困難な者のうち、利用申請に基づき町が審査・利用決定した者。

4. 業務内容

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに訪問の際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。
詳細は、別紙の委託業務仕様書のとおりとする。

5. 配達回数

月曜日から金曜日までの昼食
（土曜日・日曜日、国民の祝日、1月1日から3日までは休み）

6. 1食あたりの金額

（1）1食あたりの金額を提案してください。

提案金額は、下記のとおり（人件費、食材費、調理費、配達費、配達用車両維持管理費などすべての経費を含む）とします。

1食あたり 税込 800円以内

7. 委託期間

2019年4月1日から2020年3月31日とする。

8. 募集要件

企画・提案（プロポーザル）方式により、事業者を募集します。参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- （1）白浜町または田辺市及び西牟婁郡内に調理及び配送の拠点を設置していること。
- （2）栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）による免許を持った者が 1 名以上常勤していること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、町における一般競争入

札の参加を制限されていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税、市町税その他の租税の滞納がないこと。
- (6) 役員等が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないもの。
- (7) 白浜町配食サービス事業仕様書に基づく業務の履行が可能であること。

9. 参加手続

参加希望者は、次のとおり企画提案書及び資料（以下「企画提案書等」という。）を提出してください。ただし、(1) キ及びクについては、後日、社会福祉協議会が指定する日時に提出してください。なお、期限までに企画提案書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、この募集に参加することができません。

(1) 提出書類等

- ア 白浜町配食サービス事業プロポーザル企画提案書（様式 1）
- イ 白浜町配食サービス事業実施に係る事項（様式 2）
- ウ 法人の登記事項証明書（個人事業者の場合は、本籍地市町村長の発行する身分証明書）（提出日の 3 ヶ月以内に交付されたもの）
- エ 栄養士（又は管理栄養士）、調理師免許の写し
- オ 栄養士（又は管理栄養士）、調理師の雇用通知書の写し
- カ 法人税、消費税、地方消費税、市町税その他の租税の滞納がないことの証明書（提出日の 3 ヶ月以内に交付されたもの）
法人税、消費税、地方消費税の納税証明書、市町税の完納証明書
- キ 審査用弁当「栄養価算定表」（様式 3）（社会福祉協議会が指定する日時に提出してください。）
- ク 審査用弁当 3 食（社会福祉協議会が指定する日時に持参してください。）

(2) 提出期間

平成 31 年 1 月 10 日（木）～平成 31 年 1 月 21 日（月）〔土日は除く〕午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

社会福祉協議会本部事務所窓口へ持参してください。

(4) 提出場所

西牟婁郡白浜町十九淵 2 7 4 番地の 1 社会福祉協議会本部事務所

(5) 提出書類作成時の留意事項

- ア 企画提案書等は、それぞれ所定の様式とします。
- イ 提出部数については、正本 1 部、副本 10 部（正本のコピー）とします。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

10. 質問の受付

- (1) 質問がある場合は、白浜町配食サービス事業企画提案書に添付の（様式 4）「白浜町配食サービ

ス事業質問書」を提出頂くか、社会福祉協議会本部事務所（電話 45-2711 担当：事務局長大久保）まで連絡して下さい。質問内容により、書面回答、電話による回答または日時を協議の上、面会による回答を行います。

11. 企画提案の審査方法及び評価

(1) 審査項目及び評価

事業者から提出された企画提案書等を基に、次の審査項目について審査及び評価を行います。

(総点数 150 点)

- ア 配食サービスの実績・経験について (10 点)
- イ 配達日について (20 点)
- ウ 配食サービスの職員配置・管理体制、研修等について (20 点)
- エ 調理・配達に係る作業工程について (20 点)
- オ 調理・献立等における配慮・工夫について (30 点)
- カ 安否確認の方法について (10 点)
- キ 1 食当たりの単価について (20 点)
- ク 審査用弁当について (20 点)

(2) 選定会議

審査及び評価は、町及び社会福祉協議会で組織する選定会議で行います。

(3) 受託候補者の決定

企画提案書等を基に、総合的に審査し、受託候補者を決定します。

12. 審査結果の通知

審査結果の当否については、参加事業者すべてに通知します。

13. 業務委託契約の締結

町及び社会福祉協議会にとって最適の提案をした事業者を受託候補者として決定し、契約対象事業者とします。

特定した事業者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約により委託業務内容に示した業務委託契約を締結します。

14. その他

企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

15. お問い合わせ先

住所 〒649-2324 和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵 274 番地の 1 白浜町社会福祉協議会

担当 事務局長 大久保道博

電話 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777